

持続可能な農政を確立する基本法改正等に関する決議

農業をめぐる情勢では、近年の自然災害の多発化による食料・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留、ウクライナ侵攻やイスラエルの内戦などによる世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰が続いている。

そのような情勢を背景に政府は、農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」の改正案を2月27日に閣議決定し、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立などを基本理念に織り込んだ。また、不測時の食料確保に関する新法などの関連法案とともに、今通常国会での早期成立を目指している。

しかしながら、食料自給率に至っては40%を下回ることが続き、計画目標には程遠く、現状では38%(2022年)と依然として低い水準となっている。また、基本法制定から20年以上が経過したが、農家戸数は174万7千戸(2020年農業センサス)と制定時よりも約44%も減少するなど、高齢化や担い手不足などで農村地域は疲弊し危機的な状況にある。このため、農業基盤の強化やスマート農業の推進など、持続可能な政策の確立が課題となっている。

そうしたことから、法改正にあたって、適正な価格形成では、生産コストの転嫁のあり方と消費者への理解醸成が必要である。また、不測時に対応した食料確保にあたっては、農業者等に罰則を科すことは生産の自由を奪う危険性などから、到底納得がいくものではない。さらに、食料生産には優良農地の確保が重要であり、自給率向上を図る具体的な施策や食料安全保障での需給調整、備蓄制度の構築など国の責務の明確化が不可欠である。

よって我々は、政府に対し、農業者が将来にわたって安心して営農ができるよう、持続可能な農政を確立する基本法改正などに向けて、次の事項を強く求める。

記

1. 基本法の改正にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充し、生産基盤の整備やスマート農業の推進、官民一体となった備蓄制度の構築、食料の海外援助を含む輸出体制の強化など、輸入に依存しない国内自給体制を確立すること。また、新たな基本計画においては、年1回の目標達成の状況調査・公表にとどまらず、未達成品目における目標実現に向けた具体的な施策や予算措置も明記すること。
2. 適正な価格形成については、コスト上昇分を価格に転嫁すると消費減退を招くなど、農業者は生産調整を強いられる可能性があることから、国は価格転嫁に対する消費者への理解醸成に努めること。また、生産者においては、新たな直接支払制度など恒常的なコスト割れ相当分を補てんする仕組みを構築すること。
3. 不測時の食料確保対策として、生産者と生産者団体等で行われている農畜産物(米穀、麦、大豆等)の需給調整に、国も責任をもって関与することを明確化し、官・民・農が一体となって食料危機を乗り越えることが前提であり、食料供給困難事態対策法案における農業者等への罰則は断じて条文化すべきではない。

以上、決議する。

2024(令和6)年3月27日

農業の持続可能な基本法改正等を求める全道農民集会